

発議第 1 号

旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）  
第 109 条の 2 及び旭市議会会議規則（平成 17 年旭市議会規則第  
1 号）第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 21 日 提出

旭市議会議長 飯嶋 正利 様

提出者 旭市議会

議会運営委員会委員長.....林 晴道.....

旭市議会委員会条例の一部を改正する条例

旭市議会委員会条例（平成17年旭市条例第162号）の一部を次のように改正する。

- 別表文教福祉委員会の項所管の欄中
- 「1 環境課の所管に関する事項
  - 2 保険年金課の所管に関する
  - 3 健康づくり課の所管に関する
  - 4 社会福祉課の所管に関する
  - 5 子育て支援課の所管に関する

- 事項
- る事項を
- 事項
- る事項」
- 「1 保険年金課の所管に関する事項
  - 2 健康づくり課の所管に関する事項
  - 3 社会福祉課の所管に関する事項 に改め、同表建設
  - 4 子育て支援課の所管に関する事項
  - 5 こども家庭課の所管に関する事項」

- 経済委員会の項所管の欄中
- 「1 商工観光課の所管に関する事項
  - 2 農水産課の所管に関する事項
  - 3 建設課の所管に関する事項
  - 4 都市整備課の所管に関する事項 を
  - 5 農業委員会の所管に関する事項
  - 6 上下水道課の所管に関する事項」

- 「1 環境課の所管に関する事項
- 2 商工観光課の所管に関する事項
- 3 農水産課の所管に関する事項
- 4 建設課の所管に関する事項 に改める。
- 5 都市整備課の所管に関する事項
- 6 農業委員会の所管に関する事項
- 7 上下水道課の所管に関する事項」

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。